

野木町 AI デマンド交通システム導入・運用業務  
委託仕様書

令和7年4月

野木町産業建設部都市整備課

## 1. 目的・考え方

### 1.1 目的

少子高齢化の進行するわが国において、本町においても、将来急激な人口減少が見込まれている。加えて、新型コロナウイルス感染症による社会変容により、公共交通を取り巻く環境は近年大きく変化した。

こうした状況に対応するため、本町では、令和6年度から令和10年度を計画期間とした「野木町地域公共交通計画」の策定を行い、「多様なニーズに対応する公共交通」を基本理念とした。この実現のため、3つの基本方針・目標、7つの施策を掲げている。

このうち、基本方針2「公共交通の運用の見直し」目標2「公共交通の利便性向上・効率性向上」における施策 2-2として AI 技術を活用した運行システムを導入し公共交通利便性の向上を図るとしている。

これらを踏まえ、現在本町が運行するデマンド交通「キラ輪(りん)号」に関しては、AI デマンド交通システムを導入することにより、利便性向上を含めた公共交通サービスの高度化を図り、「多様なニーズに対応する公共交通」の実現に寄与することを目的とする。

### 1.2 考え方

上記の目的を踏まえ、システム導入に対する考え方を以下のとおりとする。

#### 導入に対する考え方

- ・タクシー事業者における慢性的な人員不足や、近年の物価高騰に対応するため、システムの導入が業務効率の向上に寄与すること。
- ・高度なユーザーインターフェース(UI)・ユーザーエクスペリエンス(UX)を備えたシステムとすることで利用者の満足度向上を図り、デマンド交通「キラ輪号」の利用促進に寄与すること。
- ・運用コストを削減し、限りある行財政資源を有効に活用することで、質の高い行政サービスを長年にわたって提供可能とすること。
- ・本町の公共交通を下支えする重要なシステムとの認識のもと、サイバー攻撃や災害等が発生した際に、業務継続性の観点から安定稼働を高次元で実現できること。
- ・昨今めまぐるしく変化する行政へのニーズに対して柔軟に対応できるような汎用性の高いシステムとすること。

## 2. 業務内容

### 2.1 契約期間

- (1) システム構築期間
  - ① 契約締結の日から令和8年1月31日まで（半年程度：モビリティマネジメント等役務費含む）
- (2) システム運用期間
  - ② 令和8年2月1日から令和8年3月31日まで（原則リース・保守費のみ）
  - ③ 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（原則リース・保守費のみ）

※ ①～③の各金額が分かるように算出すること。なお、①と②が令和7年度に係る予算の対象となる。

### 2.2 システム運用内容

- (1) 運行区域  
野木町全域、光南病院(栃木県小山市)、友愛記念病院(茨城県古河市)
- (2) 運行期間  
令和8年2月1日から令和12年3月31日まで
- (3) 運行台数  
借上げ(セダン)2台、町有(ワゴン、ミニバン)2台
- (4) 車両等
  - ア 車両は5人乗り(運転手含む)とする。
  - イ 車両及び運転手は、本町が別途用意するものとする。ただし、車載用タブレット及びそれを車内で常時使用するために必要な附属品については、予備を含めて5セットを受注者が用意すること。
- (5) 運行方式  
原則としてドア to ドア方式とする。
- (6) 予約受付業務  
予約受付業務については、本町が別途委託する業者により行うものとする。

### 2.3 委託業務内容

- (1) 要件定義  
別紙「モデル仕様書」のとおりとする。
- (2) システム設計・構築  
システムの構築において疑義等が生じた場合は、随時発注者へ相談し、必要に応じて打ち合わせを行うこと。
- (3) 保守・運用
  - ア 保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、発注者からの問い合わせに対する一元的な担当窓口を設けること。
  - イ システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、発注者に随時報告する体制を整えること。

- ウ システムで利用する標準的な OS、ブラウザ等のバージョンアップがあった場合、システムの通常稼働に必要な対応を行うこと。ただし、大規模なアップデートによりシステム改修に費用を要することとなった場合は、別途発注者と協議するものとする。
- (4) プロジェクト管理
- ア 業務進捗管理  
発注者と随時打合せを行い、業務の進捗管理に関する相談・支援を行うこと。
  - イ 交通事業者及び予約受付業務受託事業者による運用体制構築に向けた支援  
運行業務を担う交通事業者及び予約受付業務受託事業者について、システムの運用に対する準備等に関して相談・支援を行うこと。
  - ウ 運行における評価検証及び改善に対する支援  
運行期間中に随時実施する、運行における評価検証の資料作成、評価及び改善に関する事項に対し、相談・支援を行うこと。
- (5) システム操作研修
- ア 受注者は研修計画を作成し、事前に発注者の承認を得ること。
  - イ 町や運行事業者等を対象としたシステム操作研修会を実施すること。
  - ウ 研修会の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。
  - エ 研修会で使用するテキストは受注者が準備すること。
  - オ 研修会場、使用するクライアント端末、プロジェクター及びスクリーンは発注者が準備するものとする。その他研修会の開催にあたり必要なものが生じた場合は、その準備について発注者と協議を行うこと。
- (6) 利用促進に向けた支援及び提案
- 利用登録者数、スマートフォン等を使用した WEB 予約数の増加といった利用促進に係る企画立案(「野木町地域公共交通計画」記載のモビリティマネジメント)について、支援及び提案を行うこと。
- (7) その他の提案
- 本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受注者は上記「1. 目的・考え方」を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

## 2.4 業務実施体制・従事者

- ア 受注者は、契約締結後速やかに本業務の実施体制図(主任担当者及び業務担当者の経験等を含む)、実施工程表等を明記した委託業務実施計画書を作成し、発注者の承認を受けること。
- イ 発注者は、業務の遂行上不相当と認めた主任担当者又は業務担当者の交替を受注者に求めることができるものとする。
- ウ 実施工程表は、発注者と受注者が協議した上でこれを変更することができる。
- エ 受注者が主任担当者又は業務担当者を交替するときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

## 2.5 その他

- ア 受注者は、野木町情報セキュリティポリシーに従い、発注者から引き渡された情報資源、記録媒体及び出力帳票等に関し、その管理を徹底し、データの漏洩及び紛失等がないよう十分に配慮しなければならない。

- イ 受注者は、野木町情報セキュリティポリシーに反しない限り、発注者の許可を受け、業務の履行のために発注者の作業場所で自らの電子機器等を使用することができるものとする。
- ウ 受注者は、業務上知り得た発注者の業務上の内容を他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- エ 本仕様に定めのない事項については、別途発注者に照会し、指示を受けること。

### 3. 成果品等

#### 3.1 成果品

本業務の成果品は、完了時に以下のとおり納品する。

- ・AI デマンド交通システム一式
- ・車載用タブレット及び附属品5セット
- ・委託業務実施計画書
- ・サービス説明書
- ・サービス利用規約
- ・システム設定書
- ・保守・運用体制
- ・ユーザーマニュアル
- ・ドライバーマニュアル
- ・管理者マニュアル

#### 3.2 成果品提出時の注意事項

- ・印刷物は A4 版縦、両面印刷とし、内容は可能な限り要点をまとめてコンパクト化すること。やむを得ず A4 版縦以外を使用する場合は、事前に発注担当課職員の了承を得ること。
- ・成果品は、印刷物と合わせて電子媒体(PDF 形式及び Microsoft Office 形式)でも納品すること(作成した図表等の元データを含む)。
- ・無用な IT 用語、専門用語の乱用を避け、分かりやすく記載すること。やむを得ず使用する場合は、必要に応じて解説を付す等の措置を講じること。
- ・提出部数は電子媒体(CD-R または DVD-R)1部とする。

### 4. 問い合わせ及び資料提出先

野木町産業建設部都市整備課都市開発係 担当:荒井、坂巻

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571

TEL:0280-57-4161 MAIL:toshiseibi@town.nogi.lg.jp

※組織改編または人事異動により、担当課や担当者に変更となる場合があります。